

第 7 章

騒音・振動

第 7 章 騒音・振動

●法令の背景

高度経済成長期の日本では、都市部を中心に工場や建設工事が急増し、それに伴って騒音や振動による生活環境の悪化が深刻な社会問題となった。このような背景を受け、1970 年に工場、事業場及び建設作業に伴う騒音を規制する「騒音規制法」が制定された。さらに、騒音と同様に生活環境に影響を及ぼす振動についても、1976 年に「振動規制法」が制定された。

●近年の動き

2022 年の法改正により、引き起こす振動レベルが十分に小さい圧縮機を低振動型圧縮機として型式指定をし、振動規制法における規制対象外とした。近年の技術の進歩により、周辺環境に配慮した製品が普及している背景を踏まえ、より現実に対応した規制運用が進んでいる。

一宮市の状況

一宮市では、騒音規制法、振動規制法及び県条例に基づき、必要に応じて事業場や工事現場への立入・指導等を実施している。また、自動車や新幹線に係る騒音についても毎年測定を実施している。

この章では、以下の 4 項目に分類して記述する。

- I 騒音・振動事業場件数（表 7-1～表 7-3）
- II 特定建設作業実施届出書の届出件数
- III 自動車騒音及び道路交通振動調査結果（表 7-4～表 7-6）
- IV 新幹線鉄道騒音測定結果（表 7-7）

1 規制対象の事業場・工事

特定施設等

騒音規制法と振動規制法では、特に大きな騒音・振動が発生する産業機械（以下、「特定施設」という。）が設置されている工場と事業場（以下、「特定工場等」という。）から発生する騒音・振動が規制の対象となっている。

さらに、県条例では規制対象となる施設の範囲を広げる横出しや、条件を厳しくする上乗せの規制をしている。

騒音規制法及び振動規制法の規制対象となる特定工場等数は、それぞれ表 7-1 及び表 7-2 のとおりであり、県条例の規制対象となる工場の数は表 7-3 のとおりである。

表 7-1 騒音規制法対象特定工場等数(2025年3月31日現在)

施設名	特定工場等数	前年度比較増減
合計	1,946	-293
金属加工機械	126	-1
空気圧縮機等	271	-3
土石用破砕機等	5	0
織機※	1,453	-289
建設用資材製造機械	1	0
穀物用製粉機	0	0
木材加工機械	29	0
抄紙機	0	0
印刷機械	26	0
合成樹脂用射出成形機	35	0
鋳造型機	0	0

※織機施設は、工場への立入調査によって廃止確認したものを含む

表 7-2 振動規制法対象特定工場等数(2025年3月31日現在)

施設名	特定工場等数	前年度比較増減
合計	1,896	-291
金属加工機械	110	0
圧縮機	174	-1
土石用破砕機等	4	0
織機※	1,556	-290
コンクリートブロックマシン等	1	0
木材加工機械	1	0
印刷機械	10	0
ロール機	1	0
合成樹脂用射出成形機	39	0
鋳造型機	0	0

※織機施設は、工場への立入調査によって廃止確認したものを含む

表 7-3 県条例対象工場(2025年3月31日現在)

騒音			振動		
施設名	規制対象工場数	前年度比較増減	施設名	規制対象工場数	前年度比較増減
合計	619	1	合計	711	2
金属加工機械	37	-1	金属加工機械	17	0
空気圧縮機等	504	3	圧縮機等	568	4
土石用破碎機等	0	0	土石用破碎機等	0	0
織機	4	0	織機	9	0
建設用資材製造機械	0	0	コンクリートブロックマシン等	0	0
穀物用製粉機	0	0	木材加工機械	0	0
木材加工機械	3	0	印刷機械	0	0
抄紙機	0	0	ロール機	0	0
印刷機械	0	0	合成樹脂用射出成形機	2	0
合成樹脂用射出成形機	2	0	鋳型造形機	0	0
鋳型造形機	0	0	穀物用製粉機	0	0
ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	41	0	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	47	0
送風機及び排風機	26	-1	送風機及び排風機	68	-2
走行クレーン	2	0			
洗びん機	0	0			
真空ポンプ	0	0			

2 特定建設作業

建設作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業（以下、「特定建設作業」という。）は、騒音規制法、振動規制法及び県条例によって規制されており、基準を守る必要があるほかに、日曜日と祝日には作業自体が禁止されている。

2024年度の特定建設作業に係る届出件数は2,191件であった。

3 道路の騒音・振動の状況

(1) 自動車騒音(面的評価・要請限度)

ア 面的評価

自動車騒音の状況を把握するため、道路から一定の範囲にある住居などの立地状況を考慮し、環境基準が守られている戸数とその割合を全体的に評価する方法を「面的評価」と言う。調査結果は、環境省へ報告を行っている。調査結果は表7-4のとおりである。

表 7-4 自動車騒音調査結果(環境基準)

No.	道路名	調査地点	評価区間			調査期間	調査地点の 環境基準 (dB)		騒音レベル L _{Aeq} (dB)		環境基準達成戸数			調 査 区間内 全戸数	環境基準達成率 (%)		
			起点	終点	延長 (Km)		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜		昼間	夜間	昼夜
合 計					19.6	—	—				2,552	2,534	2,534	2,596	98.31	97.61	97.61
1	一般国道22号	高畑町2丁目	常願通	中島通	0.8	2025. 3. 25～ 3. 26	70 以下	65 以下	66	63	136	136	136	136	100	100	100
2	一般国道22号	伝法寺8丁目	丹陽町五日市場	丹陽町九日市場	2.2	2025. 3. 25～ 3. 26	70 以下	65 以下	73	70	89	71	71	133	66.92	53.38	53.38
3	一般国道155号	柚木嵐	千秋町加茂	柚木嵐	2.0	2025. 3. 25～ 3. 26	70 以下	65 以下	63	60	109	109	109	109	100	100	100
4	県道大垣一宮線	東出町	籠屋3丁目	音羽3丁目	2.4	2025. 3. 25～ 3. 26	70 以下	65 以下	67	64	291	291	291	291	100	100	100
5	県道一宮蟹江線	大和町氏永	公園通	大和町於保	3.4	2025. 3. 25～ 3. 26	70 以下	65 以下	65	59	918	918	918	918	100	100	100
6	県道萩原三条北方線	光明寺	大毛	光明寺	1.3	2025. 3. 25～ 3. 26	70 以下	65 以下	59	53	25	25	25	25	100	100	100
7	県道江南木曾川線	浅井町大日比野	瀬部	大毛	3.5	2025. 3. 25～ 3. 26	70 以下	65 以下	66	61	436	436	436	436	100	100	100
8	市道一宮春日井線	森本3丁目	大和町妙興寺	千秋町浅野羽根	4.0	2025. 3. 25～ 3. 26	70 以下	65 以下	67	61	548	548	548	548	100	100	100

イ 要請限度

自動車騒音が環境省令で定める要請限度を超えていることで、道路周辺の住民の生活環境が大きく損なわれているとき、市は都道府県の公安委員会に対して、道路交通法による対応をするよう要請できると定められている。

幹線道路沿いの８地点で自動車騒音を測定し、調査結果は表 7-5 のとおりであり、全地点で要請限度内であった。

表 7-5 自動車騒音調査結果(要請限度)

No.	道路名	調査地点	用途地域	車線	調査期間	要請限度		騒音レベル (L_{Aeq}) (dB)	適否
						時間区分	(dB)		
1	一般国道22号	高畑町2丁目	準工業	6	2025. 3. 24 ～ 3. 27	昼	75	66	適
						夜	70	63	適
2	一般国道22号	伝法寺8丁目	準工業	6	2025. 3. 24 ～ 3. 27	昼	75	73	適
						夜	70	70	適
3	一般国道155号	柚木風	市街化調整	2	2025. 3. 24 ～ 3. 27	昼	75	63	適
						夜	70	60	適
4	県道大垣一宮線	東出町	工業	4	2025. 3. 24 ～ 3. 27	昼	75	67	適
						夜	70	65	適
5	県道一宮蟹江線	大和町氏永	市街化調整	2	2025. 3. 24 ～ 3. 27	昼	75	65	適
						夜	70	59	適
6	県道萩原三条北方線	光明寺	市街化調整	2	2025. 3. 24 ～ 3. 27	昼	75	60	適
						夜	70	53	適
7	県道江南木曾川線	浅井町大日比野	市街化調整	2	2025. 3. 24 ～ 3. 27	昼	75	66	適
						夜	70	61	適
8	市道一宮春日井線	森本3丁目	準住居	4	2025. 3. 24 ～ 3. 27	昼	75	67	適
						夜	70	61	適

(2) 道路交通振動（要請限度）

道路交通振動が環境省令で定める要請限度を超えていることにより道路周辺の住民の生活環境が大きく損なわれているとき、市は道路の管理者に対して道路の舗装、修繕などの対応を、都道府県の公安委員会に対しては道路交通法による対応を要請できると定められている。

幹線道路沿いの8地点で道路交通振動を測定し、調査結果は表 7-6 のとおりであり、全地点で要請限度内であった。

表 7-6 道路交通振動調査結果(要請限度)

No.	道路名	調査地点	用途地域	車線	調査期間	要請限度		振動レベル (L10) (dB)	適否
						時間区分	(dB)		
1	一般国道22号	高畑町2丁目	準工業	6	2024. 11. 20 ～ 11. 21	昼	70	48	適
						夜	65	43	適
2	一般国道22号	伝法寺8丁目	準工業	6	2025. 1. 23 ～ 1. 24	昼	70	46	適
						夜	65	44	適
3	一般国道155号	柚木夙	市街化調整	2	2024. 12. 3 ～ 12. 4	昼	70	40	適
						夜	65	35	適
4	県道大垣一宮線	東出町	工業	4	2025. 1. 9 ～ 1. 10	昼	70	43	適
						夜	65	42	適
5	県道一宮蟹江線	大和町氏永	市街化調整	2	2024. 12. 11 ～ 12. 12	昼	70	39	適
						夜	65	35	適
6	県道萩原三条北方線	光明寺	市街化調整	2	2024. 12. 25 ～ 12. 26	昼	70	45	適
						夜	65	42	適
7	県道江南木曾川線	浅井町大日比野	市街化調整	2	2024. 12. 18 ～ 12. 19	昼	70	34	適
						夜	65	31	適
8	市道一宮春日井線	森本3丁目	準住居	4	2024. 11. 27 ～ 11. 28	昼	65	47	適
						夜	60	40	適

4 新幹線鉄道騒音

新幹線鉄道の沿線の騒音は、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」が定められている。環境基準の達成状況を調査するため、8 地点（1 つの調査場所ごとに、線路から 25m の地点と 50m の地点）で新幹線鉄道騒音を測定した。

その結果は表 7-7 のとおりであり、25m 地点では 2 地点で環境基準を超えたが、50m 地点ではすべて環境基準以内であった。

表 7-7 新幹線鉄道騒音調査結果

No.	調査日	調査場所	用途地域 (類型)	軌道構造	環境基準 (dB)	調査結果 (dB)	
						25m	50m
1	2024. 11. 19	萩原町築込字野中	市街化調整 (I)	盛土	70 以下	72	70
2	2024. 11. 19	萩原町戸苅字杉林	市街化調整 (I)	高架	70 以下	69	69
3	2024. 11. 20	明地字寺浦	市街化調整 (I)	高架	70 以下	71	66
4	2024. 11. 20	祐久字屋敷裏	市街化調整 (I)	高架	70 以下	70	69